

## ○汚水排出量減量認定の申請手続きについて（概要）

### 1 汚水排出量の減量認定について

汚水排出量について、大阪市下水道条例施行規則第 12 条により「上水又は工業用水を使用するときは、その使用水量を汚水排出量とみなす。」と規定されていますが、ただし書きにより「水の使用状況等によりこれにより難い特別の理由があると認めるときは、使用者の申請により、市長がこれを認定する。」との規定を設けています。

本市では、このただし書きに規定する汚水排出量の認定に関して、「汚水排出量の減量認定に関する事務取扱要綱（以下「要綱」といいます。）」を定め、汚水排出量の減量認定事務を行っています。

### 2 認定要件

本市が減量認定する要件は、主に次のいずれかに該当する場合です。

#### ① 排水口流量計の水量による減量認定

公共下水道に流入する排水口の全てに汚水排水の流量計を設置することで汚水排出量について特定できるとともに、1 か月あたりの減量水量が総使用水量の 20%以上である場合

#### ② 給水・排水流量計の水量による減量認定

公共下水道に流入する複数の排出口のうち、同一の給水・排水経路のそれぞれに流量計を設置することで減量水量について特定できる（ただし、1 つの流量計で他の経路の流量も把握できる場合は、その流量計によることができる）とともに、1 か月あたりの減量水量が総使用水量の 20%以上である場合

上記規定により 1 か月の減量水量が総水量の 20%以上であることを認定要件としています。

※ 汚水排出量：上水、工業用水、井河水その他の使用水に使用に伴い、公共下水道へ排除される水量

※ 減量水量：総使用水量のうち蒸発や地中浸透等により公共下水道へ排除されない水量

※ 総使用水量：上水、工業用水、井河水その他の使用水を合算した水量

### 3 対象

対象となる減量認定は、主に次の 2 つに区分しています。

#### ① 建築構造物等における減量認定 （継続的なもの）

ビル・工場等の施設で、長期にわたり継続的に減量認定が必要な場合が該当します。

例) 冷却塔（ビル等のクーリングタワー、冷凍倉庫業）による蒸発や製品含有（食品製造業、生コン製造業等）による含有水等

#### ② 工事現場等における減量認定 （一時的なもの）

建設工事や解体工事等の工事現場を対象とし、工事の工程により一時的な減量認定が必

要な場合が該当します。

例) 建設工事等による山留め・杭工事に水を使用し、使用した水が地中に浸透及び産廃により下水道へ排除されない場合

例) 解体工事等の散水に水を使用し、使用した水が地中浸透及び蒸発により下水道へ排除されない場合

#### 4 新規申請に関する事務の流れ

- ① 事前協議 ・汚水排出量の減量に関する認定内容の確認  
・認定要件（減量率 20%以上）の実績確認 など
- ② 申請 ・申請書面による審査
- ③ 現地確認 ・提出書類に記載の申請内容（給排水配管図及びフローチャート図等）と現地の状況に相違がないかの確認審査
- ④ 審査結果の通知

#### 5 事前協議（必須）

申請にあたっては、必ず事前に本市担当者との協議をお願いします。

事前協議に必要な書類は次のとおりです。必要な書類は減量認定の対象（区分）により異なりますのでご注意ください。

- ① 建物等における減量認定（継続的なもの）の場合
  - ア 汚水排出量減量認定新規申請書【要綱 第1号様式】（内容を記載したもの）
  - イ 付近見取図
  - ウ 給水・排水配管図（平面・立面）
  - エ 流量計の設置場所詳細図（※「ウ 給水・排水配管図」に併せて記載することも可）
  - オ フローチャート図（水の流れ及び計算式）【別添：記載例参照】
  - カ 設置流量計の概要資料（カタログ等）
  - キ 汚水排出量又は減量水量（直近1か月分）の実績資料【別添：記載例参照】
  - ク その他、申請内容の説明に必要となる書類

##### 【留意事項】

・上水のほか使用されるすべての水量を総使用水量として認定しますので、「オ フローチャート図（水の流れ及び計算式）」については、上水以外に工業用水や井河水（井戸水や湧水等）をご使用の場合は、全ての排水経路を記載してください。

また、「キ 汚水排出量又は減量水量（直近1か月分）の実績資料（水道局検針日～次回水道局検針日）」についても、全ての使用水（上水、工業用水、井河水等）を測定の上、積算してください。

・申請までに流量計の設置による減量水量の特定及び1か月分（水道局検針日～次月水道局検針日）の水量測定により 20%以上の減量水量の実績確認が必要になります。減量水量測定の結果、減量水量が 20%

に満たない場合は、減量認定の申請はできません。

- ・申請者により設置した流量計により本市が減量水量を特定できないと判断した場合、流量計の位置等の変更が必要な場合があります。

この場合、既に1か月分の使用実績について測定されていても、変更後の排水経路により再測定いただく必要がありますので、水量の特定にかかって疑義がないよう、予め十分にご確認いただき、必要に応じて担当者へご相談ください。

## ② 工事現場における減量認定 (一時的なもの) の場合

- ア 汚水排出量減量認定新規申請書【要綱 第1号様式】(内容を記載したもの)
- イ 付近見取図
- ウ 給水・排水配管図
- エ 流量計の設置場所詳細図(※「ウ 給水・排水配管図」に併せて記載することも可)
- オ フローチャート図(水の流れ及び計算式)【別添：記載例参照】
- カ 設置流量計の概要資料(カタログ等)
- キ 工事にかかる工程表
- ク その他、申請内容の説明に必要な書類

### 【留意事項】

- ・本市が減量水量を特定できないと判断した場合、流量計の位置等の変更が必要な場合があります。

## 6 申請(書類提出)

事前協議において、本市担当者が必要な確認を行ったうえで、申請書類一式を提出してください。書面審査実施の結果、修正、再提出、追加資料の提出が必要となった場合は、当局の指示に従ってご対応をお願いします。提出方法等については、本市担当者にご確認ください。

## 7 現地確認(立会)

提出された給排水配管図、フローチャート図等に基づき、本市により実際の水の流れや設置流量計について確認します。現地確認の結果、申請内容との相違や疑義があれば、提出資料の修正等や流量計の設置箇所を変更した上で、再度、現地確認を実施する場合があります。排水系統や流量計の設置位置等については予め十分にご確認の上、申請するようにしてください。

なお、認定期間の開始日は、当局による認定日からとなります。

## 8 認定後における汚水排出量の報告方法

本市から減量認定された使用者は、毎月、認定された流量計の指示数を当局から指示された締切日までに報告してください。

本市は、報告いただいた汚水排出量及び減量水量を基に、総使用水量に対して減量水量の割合等を確認し、下水道使用料を算定し請求します。

なお、総使用水量に対して減量水量が20%未満の場合及び指示された水量の報告がない場合、当該月分の減量認定は行いません。

### 【認定方法イメージ】

#### 例1) (減量・可)

・総使用水量……………100 m<sup>3</sup>

・減量水量……………30 m<sup>3</sup>

・減量率(減量水量/総使用水量) ……30%

※減量率が、認定要件(20%)を満たしたので、請求水量は、 $100\text{ m}^3 - 30\text{ m}^3 = 70\text{ m}^3$ となります。

#### 例2) (減量・不可)

・総使用水量……………100 m<sup>3</sup>

・減量水量……………15 m<sup>3</sup>

・減量率(減量水量/総使用水量) ……15%

※減量率が20%に満たない場合は、当該月分の減量認定は行いません。請求水量は、100 m<sup>3</sup>となります。

## 9 その他

減量認定の適用期間は、認定開始日から5年以内です。ただし、羽根車式流量計を排水流量計として設置する場合は、3年以内となります。

認定にかかる初年度の期間は、その年度(4月から3月)の残存期間となります。

認定開始日以前の内容については、遡及しての減量認定は行いません。

水量特定に必要な流量計の設置費用については使用者の負担となります。

適用期間が満了し、引き続き認定を希望する場合は、更新手続きが必要となります。

上水又は工業用水以外の水(雨水再利用水、湧水、井戸水等)を公共下水道へ排水している場合は、別途「公共下水道使用開始届」の提出が必要となります。(減量認定の有無に関わらず、上水又は工業用水以外の水を排水している場合は建設局に対して「公共下水道使用開始届」により排水の届出を行う義務があります。)

## 10 本市担当窓口

大阪市建設局下水道部調整課(経営企画担当)

〒559-0034

大阪市住之江区 南港北 2-1-10 ATC I TM棟 6階

TEL : 06-6615-7546

FAX : 06-6615-7690

検針報告用メールアドレス : [gesuidou-houkoku@city.osaka.lg.jp](mailto:gesuidou-houkoku@city.osaka.lg.jp)